

診 断 書

(重症患者認定用)

患者氏名		生年月日	年 月 日
患者住所		性 別	男 ・ 女
小児慢性特定疾病名			
該当対象部位 (○で囲んで下さい)	眼 聴器 上肢 下肢 体幹・脊柱 肢体の機能 その他 (疾患群 :)		
症状の記載欄 (現在の症状の程度と継続性、及び小児慢性特定疾病との関連性)			
<div style="border: 1px solid black; border-bottom: none; padding: 5px;"> 症状の記載欄 (現在の症状の程度と継続性、及び小児慢性特定疾病との関連性) </div> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <div style="border: 1px solid black; border-bottom: none; padding: 5px;"> 症状の記載欄 (現在の症状の程度と継続性、及び小児慢性特定疾病との関連性) </div> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <div style="border: 1px solid black; border-bottom: none; padding: 5px;"> 症状の記載欄 (現在の症状の程度と継続性、及び小児慢性特定疾病との関連性) </div> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <div style="border: 1px solid black; border-bottom: none; padding: 5px;"> 症状の記載欄 (現在の症状の程度と継続性、及び小児慢性特定疾病との関連性) </div> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <div style="border: 1px solid black; border-bottom: none; padding: 5px;"> 症状の記載欄 (現在の症状の程度と継続性、及び小児慢性特定疾病との関連性) </div>			

- 注1 症状の記載欄には、該当する対象部位別の現在の症状の程度並びにその症状が上記小児慢性特定疾病を主要因とするものであることを明記してください。
- 2 重症患者の認定要件は、その症状の程度が身体障害者手帳1・2級程度の状態が現に認められ、かつ、1つ以上の症状が長期間（概ね6か月以上）継続するものとなります。
- 3 この診断書により判断しがたい場合は、患者の状況等について富山市保健所（又は保健福祉センター）から医療機関に問い合わせ又は患者面接を行うこともあります。

以上のとおり診断します。

年 月 日

医 療 機 関 名

医 療 機 関 所 在 地

担 当 医 師 名

小児慢性特定疾病重症患者認定基準

基準① すべての疾病に関して、次に掲げる症状のうち、1つ以上が長期間（おおむね6か月以上）継続すると認められる場合

対象部位	症状の状態
眼	眼の機能に著しい障害を有するもの（視力の良い方の眼の視力が0.03以下のもの又は視力の良い方の眼の視力が0.04かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの）
聴器	聴覚機能に著しい障害を有するもの（両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの）
上肢	両上肢の機能に著しい障害を有するもの（両上肢の用を全く廃したもの）
	両上肢の全ての指の機能に著しい障害を有するもの（両上肢の全ての指を基部から欠いているもの又は両上肢の全ての指の機能を全く廃したもの）
	一上肢の機能に著しい障害を有するもの（一上肢を上腕の2分の1以上で欠くもの又は一上肢の用を全く廃したもの）
下肢	両下肢の機能に著しい障害を有するもの（両下肢の用を全く廃したもの）
	両下肢を足関節以上で欠くもの
体幹・脊椎	1歳以上の児童において、体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの（1歳以上の児童において、腰掛け、正座、あぐら若しくは横座りのいずれもができないもの又は臥位若しくは座位から自力のみでは立ち上がれず、他人、柱、杖、その他の器物の介護若しくは補助によりはじめて立ち上がることができる程度の障害を有するもの）
肢体の機能	身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が、この表の他の項（眼の項および聴器の項を除く。）の症状の状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの（一上肢及び一下肢の用を全く廃したものの又は四肢の機能に相当程度の障害を残すもの）

基準② 基準①に該当しない場合であって、各疾患群に関して以下の項目に該当する場合

疾患群	該当項目
悪性新生物	転移又は再発があり、濃厚な治療を行っているもの
慢性腎疾患	血液透析又は腹膜透析（CAPD（持続携帯腹膜透析）を含む。）を行っているもの
慢性呼吸器疾患	気管切開管理又は挿管を行っているもの
慢性心疾患	人工呼吸管理又は酸素療法を行っているもの
先天代謝異常	発達指数若しくは知能指数が20以下、又は1歳以上の児童において、寝たきりのもの
神経・筋疾患	発達指数若しくは知能指数が20以下、又は1歳以上の児童において、寝たきりのもの
慢性消化器疾患	気管切開管理若しくは挿管を行っているもの、三月以上常時中心静脈栄養を必要としているもの又は肝不全状態にあるもの
染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群	この表の他の項の治療状況等の状態に該当するもの
皮膚疾患	発達指数若しくは知能指数が20以下、又は1歳以上の児童において、寝たきりのもの
骨系統疾患	気管切開管理若しくは挿管を行っているもの又は1歳以上の児童において寝たきりのもの
脈管系疾患	気管切開管理若しくは挿管を行っているもの又は1歳以上の児童において寝たきりのもの